資　料　１５

日本工業標準調査会標準部会
電気技術専門委員会（第４４回）議事録（案）

Ⅰ．日　時：平成２１年1月２６日（月）　１３：３０～１６：００

Ⅱ．場　所：経済産業省別館３階３４６会議室

Ⅲ．議　題：
１．第４３回電気技術専門委員会議事録（報告）

２．工業標準の制定、日本工業規格の改正/廃止について（審議）
２－１ 工業標準案の制定（審議）
（制定案）工業標準　ビルトイン式電気食器洗機の設計標準使用期間を設定するための標準使用条件
（制定案）工業標準　浴室用電気乾燥機の設計標準使用期間を設定するための標準使用条件
（制定案）工業標準　扇風機の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
（制定案）工業標準　換気扇の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
（制定案）工業標準　電気洗濯機の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
（制定案)工業標準　ルームエアコンディショナの設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件

２－２ 日本工業規格の改正及び廃止案（審議）
（改正案）JIS C2814-1　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第１部：通則
（改正案）JIS C2814-2-1　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第 2-1 部：ねじ形締付式接続器具の個別要求事項
（改正案）JIS C2814-2-2　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第 2-2 部：　ねじなし形締付式接続器具の個別要求事項
（改正案）JIS C2814-2-3　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第 2-3 部：　絶縁貫通形締付式接続器具の個別要求事項
（改正案）JIS C2814-2-4　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第 2-4 部：　ねじ込み形接続器具の個別要求事項
（改正案）JIS C6575-1　ミニチュアヒューズ－第1部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則
（改正案）JIS C6575-4　ミニチュアヒューズ－第４部：UM ヒューズリンク(UMF)並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク
（改正案）JIS C6691　温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針
（廃止案）JIS C8371　漏電遮断器

３．その他
出席者：小田専門委員会長、池田委員、大石委員、長田委員、香川委員、亀田委員、近藤委員、前田委員、佐々木委員、佐藤委員、島田委員、高橋委員、千葉委員、鈴木委員、徳田委員、中村委員、秋野（能見委員代理）、安藤専門委員　　　（順不同：説明者、傍聴者、事務局は省略）

配付資料

・工業標準　ビルトイン式電気食器洗機の設計標準使用期間を設定するための標準使用条件　（資料１）
・工業標準　浴室用電気乾燥機の設計標準使用期間を設定するための標準使用条件　（資料２）
・工業標準　扇風機の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件　（資料３）
・工業標準　換気扇の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件　（資料４）
・工業標準　電気洗濯機の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件　（資料５）
・工業標準　ルームエアコンディショナの設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件　（資料６）
・JIS C2814-1　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第1部：通則　（資料９－１）
・JIS C2814-2-1　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第2-1部：ねじ形締付式接続器具の個別要求事項　（資料９－２）
・JIS C2814-2-2　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第2-2部：　ねじなし形締付式接続器具の個別要求事項　（資料９－３）
・JIS C2814-2-3　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第2-3部：　絶縁貫通形締付式接続器具の個別要求事項　（資料９－４）
・JIS C2814-2-4　家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－第2-4部：　ねじ込み形接続器具の個別要求事項　（資料９－５）
・JIS C6575-1　ミニチュアヒューズ－第1部：　ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアに対する通則　（資料１０－１）
・JIS C6575-4　ミニチュアヒューズ－第4 部：UM ヒューズリンク(UMF)並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク　（資料１０－２）
・JIS C6691　温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針　（資料１１）
・JIS C8371　漏電遮断器　（資料１２）
・第４３回電気技術専門委員会議事録　（資料１４）
・委員から出た意見に対する対応案　（資料１５）
・訂正表　（資料１６）
・長期使用製品安全点検及び表示制度について（概要）　（参考資料１）
・長期使用製品安全点検及び表示制度の解説について～ガイドライン～（抜粋）　（参考資料２）
・日本石鹸洗剤工業会の実施したアンケート調査（概要）及び洗濯日数・回数について　（参考資料３）
・長期使用製品の安全に関する調査報告書（抜粋）　（参考資料４）
・設計標準使用期間の標準使用条件 JIS 検討用資料　（参考資料５）
・電気用品安全法省令第２項に採用するＪＩＳの概要（JIS C2814 シリーズ）　（参考資料６）
・電気用品安全法省令第２項に採用するＪＩＳの概要（JIS C6575 シリーズ,JIS C6691)　（参考資料７）

Ⅳ．議　事：

議題１　　第４３回書面審議の議事録について

前回議事録（資料１４）については、昨年末に委員より承認を得て案を取り、議事録としてセット済みであることの報告をした。

議題２－１　工業標準案の制定（審議）

資料１～６、参考資料１～５、委員からの事前コメントと対応案を記載した資料１５及び訂正表資料１６に基づいて事務局､制度所管課及び原案作成委員会より説明があり、以下の審議の後、異議なく承認された。

高橋委員：　設計標準使用期間はメーカーによって異なるのか。

制度室長：　はい。メーカーによって異なる期間を想定している。

高橋委員：　第３者でオーソライズされるものでなく、メーカー独自で期間を決定するものか。

制度室長：　考え方として、標準使用条件は、出来る限り統一的にＪＩＳを使用してもらい、それに基づきそれぞれのメーカーが設計標準使用期間を評価し､それぞれ設定してもらう。

高橋委員：　こういう制度が出来ると悪徳業者が出てくると思うが。

制度室長：　設計標準使用期間が極端に長いまたは短いならば行政によって改善指導が課せられることとなる。

高橋委員：　絶縁を伴う感電の危険が出てくる｡長期間使用することで､漏電遮断器の場合､アースのしっかりとしたものが必要となる。例えば、ビルトイン食洗機は、設置時に専用配線が必ず施工されるだろうが、エアコンの室外機について保護設置線が設置されていないものが全体の約５割ある。よって、設置設定をお願いしたい。

また、エアコンについては業務用か。家庭用か。

原案作成団体：家庭用です。

高橋委員：　家庭用で３相はあるのか。

原案作成団体：３相も一部含まれる。

長田委員：　設計標準使用期間の算出方法については公表しないのか。

原案作成団体：取扱説明書に記載することは規定されていないが、事業者に対して算出方法について問われれば答えなければならない。

長田委員：　複雑になればなるほど電子部品そのもの、例えば、コンデンサが火を噴き、コンデンサーつだけで寿命が決まってしまうことにもなりかねない。

原案作成団体：部品の寿命も設計標準使用期間の算定の大きな要因。各メーカーは、加速度試験や部品メーカーからデータ等を得て総合的に安全に使用できる期間を算出する。

長田委員：　安全性の試験については、各メーカー異なるのか。

原案作成団体：どういう試験を実施するのかは、各メーカーに任される。

小田委員長：　トップランナー方式の省エネも基準となる使用時間を決めているが､今回のものと合わせると、２つも基準ができる。１年間の使用条件は、省エネを考える場合と、寿命を考える場合とで一般ユーザーは混乱しないか。

原案作成団体：性能について負荷の発生状況、安全の規格に関する表現は、ウェッブ上ではＱ＆Ａ等あくまで安全上の表現になっており､ご指摘のあった件については今後検討していきたい｡現在、メーカー各社、自主基準の範疇ではあるが質問等も寄せられていると思われるため、負荷の発生状況、設定温度、エアコンの使用がどれくらい発生するのか等省エネについても併せて検討していきたい。

佐々木委員：　参考資料４について、根拠となる数値として稼働時間という考えた方でよいか。ものによっては余計稼働したから早く壊れるわけではなく、間欠使用の場合、返って寿命が短くなるケースがあるがデータの相関関係は?

原案作成団体：　耐久試験等の話になる。この参考資料とはユーザーアンケート調査のため、アンケート項目を限定している。よって、具体的にどういう風になっているか詳細は不明。

佐々木委員：　詳細なデータに関して、各メーカー責任を持っていると考えて良いか？

原案作成団体：　耐久試験の考え方はいろいろあり、間欠でやるほうが厳しいケース、連続でやる方が厳しいケースがある。例えば、温度変化の激しいもの等機器毎に異なるため判断 は各社の持っているノウハウに任せることとなる。

議題２－２　日本工業規格の改正及び廃止案（審議）

（１）改正案資料９－１～５、参考資料６及び訂正表資料１６に基づいて事務局及び原案作成委員会より説明があり、以下の審議の後、異議なく承認された。

前田委員：　圧着端子について、ＪＩＳＣ２８１４－２－１の個別規格では、適用範囲に入れないこととしたが、ＪＩＳＣ２８１４－１（家庭用及びこれに類する低電圧用接続機器：第一部　通則）では、適用範囲で含まれることとなるのか。

原案作成団体：　ＪＩＳＣ２８１４—１とＪＩＳＣ２８１４－２－１の両方を組み合わせて使用する規格である。

前田委員：　圧着端子、ねじ端子は参考にするＪＩＳはないのか。

原案作成団体：　工業用端子、工業用端子台のなど一部のＪＩＳはある。ＩＥＣ９４５シリーズで追加したが、試験方法の作成は試みたもののＪＩＳとしてまとめられなかった。

（２）改正案資料１０－１～２、資料１１、参考資料７及び訂正表資料１６に基づいて事務局及び原案作成委員会より説明があり、以下の審議の後、異議なく承認された。

小田委員長：　ヘアードライヤーの安全装置は時間が経つと再起動可能となるが、ヒューズが用いられているか。

原案作成団体：　ヒューズではなく、サーモスタットによるものと思う。

（３）廃止案について、資料１２に基づいて事務局より説明があり、異議なく承認された。

議題３　その他

事務局より、２００８年１１月にブラジルサンパウロで開催された第７２回ＩＥＣ総会において、藤澤浩道（ふじさわ　ひろみち）氏（日立製作所）が IEC 副会長 兼 適合性評価評議会（CAB）議長に選出された報告（任期２００９年１月～２０１１年１２月末までの３年間）があった。また、次回第４５回電気技術専門委員会は、３月頃に書面審議を予定している旨の連絡があった。

以　上